

## 平成 25 年第 4 回紀の川市議会定例会 第 4 日

平成 25 年 1 2 月 2 6 日（木曜日） 開 議 午前 9 時 2 8 分

散 会 午前 9 時 5 6 分

### ◎議事日程（第 4 号）

- 日程第 1
- 議案第 1 2 2 号 紀の川市営駐車場条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 3 号 紀の川市税条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 4 号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 5 号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 6 号 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 7 号 紀の川市斎場条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 8 号 紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例の一部改正について
  - 議案第 1 2 9 号 紀の川市介護予防拠点施設条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 0 号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 1 号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 2 号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 3 号 紀の川市農村改善センター条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 4 号 紀の川市農村婦人の家条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 5 号 紀の川市青洲の里施設条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 6 号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 7 号 紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 8 号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について
  - 議案第 1 3 9 号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
  - 議案第 1 4 0 号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 1 4 1 号 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
  - 議案第 1 4 2 号 紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 1 4 3 号 紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正について
  - 議案第 1 4 4 号 紀の川市学校施設使用条例の一部改正について

- 議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について
- 議案第146号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について
- 議案第147号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第148号 紀の川市公民館条例の一部改正について
- 議案第149号 紀の川市教育集会所設置条例の一部改正について
- 議案第150号 紀の川市IT親子ホール条例の一部改正について
- 議案第151号 紀の川市歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 議案第152号 紀の川市文化施設条例の一部改正について
- 議案第153号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第154号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について
- 議案第155号 紀の川市立調月北部集会所条例の廃止について
- 議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第157号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第158号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第159号 権利の放棄について
- 議案第160号 権利の放棄について
- 議案第161号 権利の放棄について
- 議案第162号 権利の放棄について
- 議案第163号 権利の放棄について
- 議案第164号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第165号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第166号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第167号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第168号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第169号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第2 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について
- 日程第4 選挙第1号 那賀消防組合議会議員の選挙
- 日程第5 選挙第2号 那賀広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第6 請願第3号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙

日程第 7	選挙第 4号	公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙
日程第 8	請願第 5号	那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙
日程第 9	選挙第 6号	那賀老人福祉施設組合議会議員の選挙
日程第10	選挙第 7号	那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙
日程第11	選挙第 8号	五色台広域施設組合議会議員の選挙
日程第12	選挙第 9号	紀の海広域施設組合議会議員の選挙
日程第13	選挙第10号	和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長 永田博敏 次長兼議事調査課長 藤井節子

議事調査課課長補佐 岩 本 充 晃      議事調査課係長 田 中 啓 吾

---

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、提案されております議案につきまして、総括質疑及び委員会付託を行います。また、10件の組合議会議員の選挙も行います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまからお手元に配付の日程のとおり、平成25年第4回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

議事に入ります。

---

日程第1 議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正について から  
議案第169号 紀の川市道路線の廃止について まで

---

○議長（高田英亮君） 日程第1、議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正についてから議案第169号 紀の川市道路線の廃止についての計48議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております48議案については、既に当局の提案説明が終了しておりますので、本日は総括質疑を行います。

ただいま議題となっております48議案については、発言の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

議案第122号から議案第169号までの48議案の審議については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第2 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案についても、既に提出議員の提案説明が終了しておりますので、本日は総括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 室谷伊則君の発言を許可いたします。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

私は、ただいま議題となっております議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑させていただきます。

提案説明では、保険で減税分の基金取り崩しと一般会計からの繰り入れで行うとありますが、具体的にそれぞれどれくらいの金額になるか、お伺いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

19番 石井 仁君に答弁を求めます。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

質疑をいただきまして、お答えをしたいというふうに思います。

引き下げに伴って基金を活用するということと、一般会計からの繰り入れを行うということで財源を見通してるんですけども、それぞれの額がどうかということだったと思います。

24年度決算で2億9,000万円の基金があります。今回の税率改正で必要な額は、1億1,229万円ということになります。1万1,023世帯があるんですけども、1万1,000世帯に対してそれぞれ1万円の引き下げを目指すということで今回の税率改正の案をつくりました。ですので、大きく言えば1億1,000万円が財源として必要になってくるということになりますが、まずは2億9,000万円の基金を活用したいというふうに思っています。

これは、基金だけに頼ることにはならないので、一般会計からも繰り入れるということでは思っているんですが、それは紀の川市は財政調整基金もありますし、そのほかの基金もあります。特別会計の基金とか定額運用基金を除いても、113億円の基金があります。それぞれ基金条例に定めた目的に沿って取り崩しを行うということは定められているので、それは国保税のためにということにはならないんですけども、一般会計にそれぞれ必要に応じて取り崩しをすることで、この基金を活用して国保税の引き下げの財源にしたいというふうに思っています。

お答えになったか、あるんですけども、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質疑はございませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） ただいま石井議員から御説明ありましたけども、私の調べたところでは、平成25年12月時点で基金残高約3,200万円、国保の分になっていると思います。もはや先ほど言われてました2億9,000万円から取り崩しをいたしまして、今現在ではそういった3,200万円の基金残高となっていると思います。

その上で、地方自治法第222条では、市長は必要な予算が講じられる見込みがあるまでは予算を伴う条例を議会に提出してはいけないという制約がうたわれております。しかし、議会側にはその制約はありませんが、事例を調べたところ、議員が予算を伴う条例案を提出する場合は、地方自治法第222条の趣旨を尊重して、あらかじめ市当局と協議し、財源の裏づけを確認しておくべきとありますけども、そういったことで市当局とそういった協議はなされたのか。そこらの部分について、お伺いしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 財源の見通しについて、市当局との調整は行ったのか

ということでの御質問だと思います。

具体的に、この条例改正案を出すということでの協議は行っていません。担当部局に条例改正案についてつくっていく上での相談はさせていただきましたけれども、財源についての調整はしていませんが、この間ですけれども、合併してから8年間、私もですし共産党の議員団でも、国保税の引き下げについてはずっと一般質問でも取り上げてきましたし、議案の討論でも意見として言わせていただきました。

この間、紀の川市は国保税の減免条例、減免要綱を整備したりとか、子どもの無保険の問題も、国の通知がある以前から子どもには保険証を渡すという判断を紀の川市はしてきています。そういう形で、今までも議会の一般質問等で訴えてきたということで、具体的に財源がどうかということでのすり合わせというのはやってはないということになります。

○議長(高田英亮君) 再々質疑は、ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 以上で、質疑を終了します。

ただいま議題となっている議案の審議については、議案付託表のとおり厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第3 請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について

---

○議長(高田英亮君) 次に、日程第3、請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付の請願文書表のとおり総務文教常任委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

この後の日程第4から日程第13までの10件の組合議員選挙が続きますが、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選とすること決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

---

日程第4 選挙第1号 那賀消防組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 日程第4、選挙第1号 那賀消防組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀消防組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員1名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀消防組合議会議員には、私、高田を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました私、高田を那賀消防組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、高田英亮が那賀消防組合議会議員に当選しました。

ただいま選出されました私、高田英亮が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

---

日程第5 選挙第2号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第5、選挙第2号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀広域事務組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀広域事務組合議会議員には、21番 森田幾久君と私、高田の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました森田幾久君と私、高田の2名を那賀広域事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森田幾久君と私、高田英亮が、那賀広域事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました森田幾久君と私、高田英亮が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。



---

日程第6 選挙第3号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第6、選挙第3号 那賀衛生環境整備組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀衛生環境整備組規約第5条第2号の規定により、議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀衛生環境整備組合議会議員には、18番 上野 健君と私、高田の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました上野 健君と私、高田の2名を那賀衛生環境整備組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました上野 健君と私、高田英亮が、那賀衛生環境整備組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました上野 健君と私、高田英亮が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

日程第7 選挙第4号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第7、選挙第4号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、公立那賀病院経営事務組規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

公立那賀病院経営事務組合議会議員には、17番 室谷伊則君と21番 森田幾久君の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました室谷伊則君と森田幾久君の2名を公立那賀病院経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました室谷伊則君と森田幾久君が、公立那賀病院経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました室谷伊則君と森田幾久君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

日程第8 選挙第5号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第8、選挙第5号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀休日急患診療所経営事務組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員には、19番 石井 仁君と21番 森田幾久君の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました石井 仁君と森田幾久君の2名を那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました石井 仁君と森田幾久君が、那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました石井 仁君と森田幾久君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

日程第9 選挙第6号 那賀老人福祉施設組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第9、選挙第6号 那賀老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀老人福祉施設組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀老人福祉施設組合議会議員には、14番 杉原 勲君と私、高田の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました杉原 勲君と私、高田の2名を那賀老人福祉施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました杉原 勲君と私、高田が、那賀老人福祉施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました杉原 勲君と私、高田が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

#### 日程第10 選挙第7号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第10、選挙第7号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀児童福祉施設組合同規約第5条第2号及び第6条第3項の規定により、議員2名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀児童福祉施設組合議会議員には、20番 川原一泰君と21番 森田幾久君の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました川原一泰君と森田幾久君の2名を那賀児童福祉施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川原一泰君と森田幾久君が、那賀児童福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました川原一泰君と森田幾久君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

#### 日程第11 選挙第8号 五色台広域施設組合議会議員の選挙

---

○議長（高田英亮君） 次に、日程第11、選挙第8号 五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、五色台広域施設組合同規約第5条第2号の規定により、議員4名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

五色台広域施設組合議会議員には、1番 並松八重君、3番 船木孝明君、9番 榎本喜之君、13番 竹村広明君の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました並松八重君、船木孝明君、榎本喜之君、竹村広明君の4名を五色台広域施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました並松八重君、船木孝明君、榎本喜之君、竹村広明君が、五色台広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました並松八重君、船木孝明君、榎本喜之君、竹村広明君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

#### 日程第12 選挙第9号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙

---

○議長(高田英亮君) 次に、日程第12、選挙第9号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、紀の海広域施設組合同規約第5条第1項の規定により、議員5名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

紀の海広域施設組合議会議員には、4番 中尾太久也君、5番 仲谷妙子君、12番 村垣正造君、15番 西川泰弘君、16番 堂脇光弘君の5名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました中尾太久也君、仲谷妙子君、村垣正造君、西川泰弘君、堂脇光弘君の5名を紀の海広域施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長(高田英亮君) 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中尾太久也君、仲谷妙子君、村垣正造君、西川泰弘君、堂脇光弘君が、紀の海広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました中尾太久也君、仲谷妙子君、村垣正造君、西川泰弘君、堂脇光弘君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

---

#### 日程第13 選挙第10号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

---

○議長(高田英亮君) 次に、日程第13、選挙第10号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合同規約第8条第1項第2号の規定により、議員1名を選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員には、9番 榎本喜之君を指名いたします。  
お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました榎本喜之君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました榎本喜之君が、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました榎本喜之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知を行います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会します。

なお、あすから1月13日までは委員会開催のため休会とし、次回は1月14日火曜日、午前9時30分から再開いたします。

どうも御苦労さまでした。

（散会 午前 9時56分）